

○逗子市総合計画審議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の総合計画に関する事項について調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、逗子市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の策定及び進行管理に関し、必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 市民（次号に掲げるものを除く。）
- （2） 市の審議会、懇話会等の委員、参加者等
- （3） 市教育委員会委員
- （4） 知識経験を有する者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、会議の結果等について会長に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ、部会長の指定する部会員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(協力の要請)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。